

## 第3次時短要請等関連事業者支援金 よくあるお問い合わせ

### 目次

<① 第3次時短要請等関連事業者支援金について> .....	1
【Q①-1】 支援金の支給を受けるにはどうすればよいですか。 .....	1
【Q①-2】 第2次時短要請等関連事業者支援金（9月30日締切）との違いはなんですか。 2	2
【Q①-3】 既に第2次時短要請等関連事業者支援金（9月30日締切）に申請していますが、 第3次時短要請等関連事業者支援金を申請できますか。 .....	3
【Q①-4】 申請したら全員に支給されますか。 .....	3
【Q①-5】 支援金はいつ支給されますか。 .....	3
<② 支援金の支給対象について> .....	3
【Q②-1】 関連事業者向けの支援金は誰が対象ですか。 .....	3
【Q②-2】 時短要請対象者向けの支援金は誰が対象ですか。 .....	3
【Q②-3】 中小企業とは何でしょうか。 .....	4
【Q②-4】 社団法人、財団法人、特定非営利活動法人（NPO法人）、個人事業主は、支援金 の対象となりますか。 .....	4
【Q②-5】 みなし大企業とは何でしょうか。 .....	4
【Q②-6】 本店は東京ですが、仙台市内に施設があります。支援金の対象になりますか。 .5	5
【Q②-7】 創業・開業したばかりですが、支援金の対象となりますか。 .....	5
【Q②-8】 支援金の対象になる業種は決まっていますか。 .....	5
【Q②-9】 フリーランスとして事業をしていますが、支援金の対象となりますか。 .....	5
【Q②-10】 会社から給与を得ているほかに、個人事業主として事業を行っていますが、対象 になりますか。 .....	5
【Q②-11】 コロナ関連の他の補助金を受給していても申請できますか。 .....	6
<③ 手続き方法について> .....	6
【Q③-1】 申請書は、持参して提出してもいいのでしょうか。相談窓口はありますか。 ....	6
<④ 申請書について> .....	7
【Q④-1】 「従業員数」はアルバイト・パートも含めた人数ですか。 .....	7
【Q④-2】 自分たちはどの業種にあたるのか確認したいです。 .....	7
<⑤ 関連事業者影響情報シートについて> .....	7
【Q⑤-1】 関連事業者影響情報シートは公表されるのですか。 .....	7
【Q⑤-2】 仙台市内に3店舗経営していますが、関連事業者影響情報シートは何枚提出が必要 ですか。 .....	7
【Q⑤-3】 影響を証明する書類の提出は必要ですか。 .....	7
<⑥ 売上減少の確認について> .....	8
【Q⑥-1】 非営利法人等のため確定申告書がありませんがどうしたらよいですか。 .....	8
【Q⑥-2】 対象月と比較する前々年又は前年の確定申告書の写しが手元に無い場合はどうし たらよいですか。 .....	8

- 【Q⑥-3】 法人事業概況説明書、青色申告決算書に月別の売上が記載していない場合はどうしたらよいですか。 ..... 8
- 【Q⑥-4】 所得税青色申告決算書の写しが手元に無い場合はどうしたらよいですか。 ..... 8
- 【Q⑥-5】 個人事業主で、確定申告書B第一表の事業収入欄のほか、不動産収入欄も確定申告していますが、売上等を比較する際は不動産収入欄も含めて比較するのですか。 ..... 8
- 【Q⑥-6】 持続化給付金等、新型コロナウイルス感染症に関連する給付金等は売上に含めるのですか。 ..... 8
- 【Q⑥-7】 時短要請対象の飲食店を複数経営していますが、店舗ごとに申請できますか。また、時短要請対象の飲食店以外にも事業を行っていますが、飲食店事業のみで申請できますか。 ..... 9
- <⑦（住民登録が仙台市外の個人の方）施設の所有・賃借等がわかる書類について> ..... 9
- 【Q⑦-1】 仙台市外に居住し、市内に事業所を構えて事業を行っていますが、施設の所有又は賃借を証明する書類は何を提出すればよいですか。 ..... 9
- 【Q⑦-2】 不動産登記事項証明書の写しはどこで入手できますか。 ..... 9
- 【Q⑦-3】 固定資産税等納税通知書の課税明細書の写し、固定資産課税台帳の写し（台帳閲覧）はどこで入手できますか。 ..... 9
- 【Q⑦-4】 賃貸借契約ではなく、取引基本契約、消化仕入契約などの契約を締結し、市内で事業を行っていますが、対象になりますか。 ..... 9
- 【Q⑦-5】 施設の利用にあたり、契約書を交わしていませんが対象になりますか。 ..... 9
- 【Q⑦-6】 賃貸借契約書を紛失した場合や申請者と書類上の名義人が異なる場合はどのような書類を提出すればよいですか。 ..... 10
- 【Q⑦-7】 一時的に会議室や催事スペース等を賃借している場合は対象となりますか。 .. 10
- 【Q⑦-8】 事業所及び居住地を市外に構え、主に仙台市内に訪問等により出向いて事業を行っている場合は対象となりますか。 ..... 10
- 【Q⑦-9】 市外に居住していますが、業務委託契約等により市内の事業所で事業を行っていますが、対象になりますか。 ..... 10
- <⑧ その他の添付書類について> ..... 10
- 【Q⑧-1】 履歴／現在事項全部証明書はどこで入手できますか。 ..... 10
- 【Q⑧-2】 ネット銀行等のため銀行口座の通帳がない場合はどうすればよいですか。 ..... 10
- <⑨ その他> ..... 10
- 【Q⑨-1】 支援金が支給された際、通帳にはどのように印字されますか。 ..... 10
- 【Q⑨-2】 支援金は課税対象ですか。 ..... 10

## <① 第3次時短要請等関連事業者支援金について>

### 【Q①-1】支援金の支給を受けるにはどうすればよいですか。

緊急事態措置やまん延防止等重点措置等の影響を受け、令和3年8月又は令和3年9月のいずれかひと月の売上が前々年又は前年同月比で一定以上減少した月（対象月）がある必要があります。

また、支援金は対象者によって申請書類等が異なります。

#### ① 関連事業者向け（青色の手引き）

緊急事態措置又はまん延防止等重点措置等の影響を受け、宮城県による営業時間短縮の協力要請（第11期）<sup>※1</sup>対象事業者<sup>※2</sup>以外の方が、前々年又は前年同月比30%以上の売上が減少した事業者が対象となります。

※緊急事態措置やまん延防止等重点措置等の影響を受け、要件を満たした場合、業種に限らず支給対象となり得ます。

#### ② 時短要請対象者向け（黄色の手引き）

→宮城県による営業時間短縮の協力要請（第11期）対象事業者のうち、要請に全面的に協力し、売上減少率が前々年又は前年同月比50%以上かつ減少額が150万円以上の事業者（すべての飲食店<sup>※2</sup>）が対象となります。

※1 宮城県による営業時間短縮の協力要請（第11期）とは、令和3年8月27日（金曜日）午前0時から令和3年9月13日（金曜日）午前0時まで実施された営業時間短縮の協力要請です。

※2 従前より酒類又はカラオケ設備を提供せず、午前5時から午後8時までの範囲内で営業している店舗を除きます。

まずは、ご自身がどちらに該当するかご確認いただき、該当する手引きを確認してください。なお、提出された書類等をもとに審査を行い、全ての給付要件を満たしていることが確認できた場合に支給します。緊急事態措置やまん延防止等重点措置等による影響が確認できない場合など、支給されない場合があります。

なお、1つの事業者が複数の事業を行っている場合、関連事業者向けと時短要請対象者向けの両方に申請することはできません。宮城県による営業時間短縮の協力要請（第11期）の対象となった飲食店（酒類又はカラオケ設備を提供せず、午前5時から午後8時の範囲内で営業している飲食店を運営する事業者を除く）を含む複数事業を運営している場合は、「時短要請対象者向け」の手引きをご確認ください。

【Q①-2】第2次時短要請等関連事業者支援金（9月30日締切）との違いはなんですか。

対象月や支給額の違いは以下のとおりです。大きな変更点として、第3次支援金では売上減少率が70%以上の方について支給上限額を増額しました。

	第2次時短要請等関連事業者支援金			第3次時短要請等関連事業者支援金			
対象月	令和3年5月～令和3年8月			令和3年8月～令和3年9月			
比較する年	前々年（2019年）又は前年（2020年）			前々年（2019年）又は前年（2020年）			
支給額	関連事業者向け			関連事業者向け			
	対象月の減少率	法人	個人事業主	対象月の減少率	法人	個人事業主	
	30%以上 50%未満	10万円	5万円	30%以上 50%未満	10万円	5万円	
	50%以上	15万円	7.5万円	50%以上	15万円	7.5万円	
				<u>70%以上</u>	30万円	15万円	
	時短要請対象事業			時短要請対象事業			
		売上減少率			売上減少率		
		法人	個人事業主		法人	個人事業主	
	売上減少額	50%以上	50%以上	売上減少額	50%以上 70%未満	<u>70%以上</u>	50%以上 70%未満
	150万円以上 300万円未満	10万円	5万円	150万円以上 300万円未満	10万円	<u>20万円</u>	5万円 <u>10万円</u>
	300万円以上 400万円未満	25万円	12.5万円	300万円以上 400万円未満	25万円	<u>50万円</u>	12.5万円 <u>25万円</u>
	400万円以上 500万円未満	30万円	15万円	400万円以上 500万円未満	30万円	<u>60万円</u>	15万円 <u>30万円</u>
	500万円以上 600万円未満	35万円	17.5万円	500万円以上 600万円未満	35万円	<u>70万円</u>	17.5万円 <u>35万円</u>
	600万円以上 700万円未満	40万円	20万円	600万円以上 700万円未満	40万円	<u>80万円</u>	20万円 <u>40万円</u>
	700万円以上 800万円未満	45万円	22.5万円	700万円以上 800万円未満	45万円	<u>90万円</u>	22.5万円 <u>45万円</u>
	800万円以上 900万円未満	50万円	25万円	800万円以上 900万円未満	50万円	<u>100万円</u>	25万円 <u>50万円</u>
	900万円以上 1,000万円未満	55万円	27.5万円	900万円以上 1,000万円未満	55万円	<u>110万円</u>	27.5万円 <u>55万円</u>
	1,000万円以上	60万円	30万円	1,000万円以上	60万円	<u>120万円</u>	30万円 <u>60万円</u>

**【Q①-3】既に第2次時短要請等関連事業者支援金（9月30日締切）に申請していますが、第3次時短要請等関連事業者支援金を申請できますか。**

要件を満たしていれば申請可能です。ただし、第2次時短要請等関連事業者支援金（9月30日締切）の申請の際に対象月を8月として交付決定を受けている場合は、第3次時短要請等関連事業者支援金の対象月を8月として申請することはできません。

**【Q①-4】申請したら全員に支給されますか。**

提出された書類等をもとに審査を行い、全ての給付要件を満たしていることが確認できた場合に支給します。緊急事態措置やまん延防止等重点措置等による影響が確認できない場合など、支給されない場合があります。

**【Q①-5】支援金はいつ支給されますか。**

支援金の支給は、順次行っております。審査結果については、申請者全員に対して、交付又は不交付の通知をお送りします。

個別の審査状況についてはお答えできませんのでご注意ください。

## <② 支援金の支給対象について>

**【Q②-1】関連事業者向け**の支援金は誰が対象ですか。

次の全てに該当する事業者であって、「宮城県による営業時間短縮の協力要請（第11期）」の対象事業者（従前より酒類又はカラオケ設備の提供を行わず、午前5時から午後8時の時間の範囲内で営業している事業者を除く）**以外**の方が申請可能です。

詳しくは、**青色：関連事業者向け手引**の2ページに給付対象の要件を記載していますのでご確認ください。

(1) **【法人の場合】** 市内に本店の登記を行っていること

ただし、大企業及びみなし大企業を除く（Q②-5参照）

**【個人の場合】** 市内に住民登録があること

ただし、住民登録が市外の者のうち、市内に事業所があり、それを証する書類を提出できる者は申請することができる

(2) 令和3年6月以前から現在に至るまで事業を継続して行っていること

(3) 緊急事態措置やまん延防止等重点措置等の影響により、令和3年8月又は令和3年9月の売上が前々年又は前年同月比で30%以上減少していること

**【Q②-2】時短要請対象者向け**の支援金は誰が対象ですか。

次の全てに該当する事業者の方が申請可能です。

詳しくは、**黄色：時短要請対象者向け手引き**の2ページに給付対象の要件を記載していますのでご確認ください。

(1) **【法人の場合】** 市内に本店の登記を行っていること

ただし、大企業及びみなし大企業を除く（Q②-5参照）

**【個人の場合】** 市内に住民登録があること

ただし、住民登録が市外の者のうち、市内に事業所があり、それを証する書類を提出できる者は申請することができる

- (2) 宮城県による令和3年8月27日（金）午前0時から令和3年9月13日（月）午前0時まで実施された営業時間短縮の協力要請（第11期）の対象事業者であること
- (3) 令和3年6月以前から現在に至るまで事業を継続して行っていること
- (4) 令和3年8月又は令和3年9月の事業者全体の売上が前々年又は前年同月比で50%以上かつ150万円以上減少していること

**【Q②-3】 中小企業とは何でしょうか。**

下記の資本金又は従業員数のいずれかに該当する企業を指します。なお、下記のいずれかに該当した場合でも、みなし大企業（Q②-5参照）に該当する企業は対象外となります。

業種分類	資本金の額又は 出資の総額	常時使用する 従業員の数
製造業、建設業、運輸業、その他	3億円以下	300人以下
卸売業	1億円以下	100人以下
サービス業	5千万円以下	100人以下
小売業	5千万円以下	50人以下

※中小企業の事業活動の機会の確保のための大企業者の事業活動の調整に関する法律 第2条第1項

※飲食店が主な事業の場合は、小売業の欄を確認ください。

**【Q②-4】 社団法人、財団法人、特定非営利活動法人（NPO法人）、個人事業主は、支援金の対象となりますか。**

対象です。対象外となる法人は以下のとおりです。以下に該当しない場合は申請いただけます。（※別途その他の要件を満たす必要があります。）

**【給付対象外となる法人】**

- ・大企業及びみなし大企業（Q②-5参照）
- ・国・法人税法別表第1に規定する公共法人

なお、社団法人、財団法人、NPO法人等の場合は、比較対象月の期間を含む確定申告書の代わりとして、事業活動収支計算書、事業活動計算書、正味財産増減計算書等、根拠法令等において作成が義務付けられている書類を提出してください。

**【Q②-5】 みなし大企業とは何でしょうか。**

中小企業（Q②-3参照）に該当するものの、資本関係等により大企業等が実質的に事業活動を支配している会社を指します。詳しくは該当する手引き（青色: 関連事業者向け

手引き 黄色：時短要請対象者向け手引き) の3ページをご確認ください。

**【Q②-6】** 本店は東京ですが、仙台市内に施設があります。支援金の対象になりますか。

会社法人は登記上の本店所在地が仙台市内にあることが支給要件です。本店の登記が仙台市外の法人は対象外となります。

**【Q②-7】** 創業・開業したばかりですが、支援金の対象となりますか。

令和2年10月から令和3年6月の間に創業・開業された方は、前々年又は前年同月の売上に代えて、対象月の売上と対象月の直前の連続する3か月の売上の平均を比較し、申請することができます。詳しくは該当する手引きの創業・開業特例のページをご確認ください。

青色：関連事業者向け手引き →27 ページ

黄色：時短要請対象者向け手引き →17 ページ

**【Q②-8】** 支援金の対象になる業種は決まっていますか。

業種による制限はありません。提出された書類等を審査し、緊急事態宣措置やまん延防止等重点措置等による影響を受けたことが確認できた場合は支給対象となります。影響を受けたことが客観的に確認できない場合は、支給されません。

**【Q②-9】** フリーランスとして事業をしていますが、支援金の対象となりますか。

フリーランスを含む個人事業主の方も給付要件を満たせば対象となります。確定申告書上、事業により得ている売上が給与収入、雑収入で申告している場合は、該当する手引きの給与・雑収入特例のページをご確認ください。

青色：関連事業者向け手引き →33 ページ

※別途その他の要件を満たす必要があります。

**【Q②-10】** 会社から給与を得ているほかに、個人事業主として事業を行っていますが、対象になりますか。

事業により得ている売上がある場合は申請できます。その場合、確定申告書の事業収入により売上減少を確認します。

なお、確定申告書上、事業により得ている売上が給与収入、雑収入で申告している場合は、該当する手引きの給与・雑収入特例のページをご確認ください。

青色：関連事業者向け手引き →33 ページ

※別途その他の要件を満たす必要があります。

**【Q②-11】 コロナ関連の他の補助金を受給していても申請できますか。**

新型コロナウイルス関連の他の補助金・給付金等を受給していても、支援金は申請できません。

ただし、仙台市感染症拡大防止協力金を受給している方、あるいは宮城県の営業時間短縮の協力要請（11期）の対象施設を1つでも運営している方は、**関連事業者向け**には申請できません。**時短要請対象者向け**のみ申請可能です。

※別途その他の要件を満たす必要があります。

**<③ 手続き方法について>**

**【Q③-1】 申請書は、持参して提出してもいいのでしょうか。相談窓口はありますか。**

申請書の提出は、次のいずれかの方法により提出してください。

- ・ 郵送での提出

【郵送先】：仙台市役所「第3次時短要請等関連事業者支援金」担当行  
（仙台市青葉区国分町3-6-1 仙台パークビル4階）

※郵便料金不足の場合は受け取ることができませんのでご注意ください

- ・ 申請書作成支援窓口を持参

（感染拡大防止のため、お問い合わせ専用ダイヤルから事前予約の上、マスク着用でお越しください）

【窓口（要予約）】：スマイルホテル仙台南分町3階もくれん  
（仙台市青葉区一番町4-3-22）

【お問い合わせ専用ダイヤル】

022-263-8833（平日9:00～17:00）

なお、混雑緩和のため、窓口にお越しの際は事前に該当する手引きをご確認いただき、必要書類等をご準備ください。

※申請書作成支援窓口は申請書の書き方や必要書類等をご案内するサポート窓口です。申請いただいた後、別途専門家を交えて審査を行いますので、窓口で提出したものが必ず給付対象になるものではありません。



#### <④ 申請書について>

**【Q④-1】「従業員数」はアルバイト・パートも含めた人数ですか。**

本事業では、以下の方は従業員に含めないものとします。以下の方を除いた従業員数を記入してください。

- (1) 会社役員
- (2) 個人事業主本人および同居の親族従業員
- (3) 育児休業中・介護休業中・傷病休業中または退職中の社員
- (4) 以下のいずれかに該当するパートタイム労働者等
  - ・日々雇い入れられる者
  - ・2か月以内の期間を定めて雇用される者
  - ・季節的業務に4か月以内の期間を定めて雇用される者
 (ただし、所定の期間を超えて引き続き雇用されている者は本事業の従業員に含まれます)

**【Q④-2】自分たちはどの業種にあたるのか確認したいです。**

水色の関連事業者向け手引き → 39 ページ

黄色の時短要請対象者向け手引き → 25 ページ

を参考に、もっとも近いものを選択してください。総務省「日本標準産業分類」でも検索を行えます。

<https://www.estat.go.jp/classifications/terms/10>



#### <⑤ 関連事業者影響情報シートについて>

**【Q⑤-1】関連事業者影響情報シートは公表されるのですか。**

支給審査のみに利用し、公表することはありません。

**【Q⑤-2】仙台市内に3店舗経営していますが、関連事業者影響情報シートは何枚提出が必要ですか。**

関連事業者影響情報シートは1枚のみ提出してください。複数の事業を行っており、複数の選択肢が該当する場合は、複数にチェックを記入してください。

**【Q⑤-3】影響を証明する書類の提出は必要ですか。**

申請書類の簡略化、審査の迅速化の観点から「関連事業者影響情報シート」以外に、影響を証明する書類の提出は必要ありません。ただし、影響の確認が必要と判断した場合は追加で提出を求めることがありますので、お手元に書類をご準備してから、支援金の申請をしてください。また、支援金交付決定後に確認を求められる場合もありますので、交付決定を受けた年度の翌年度から10年間は保存してください。

## <⑥ 売上減少の確認について>

### 【Q⑥-1】非営利法人等のため確定申告書がありませんがどうしたらよいですか。

比較する月の期間を含む確定申告書の代わりとして、事業活動収支計算書、事業活動計算書、正味財産増減計算書等、根拠法令等において作成が義務付けられている書類を提出してください。また、対象月と比較対象月の月間収入がわかるものとして同様の書類を提出してください。なお、仙台市内に主たる事務所の登記をおこなっていない法人等は対象外となります。

### 【Q⑥-2】対象月と比較する前々年又は前年の確定申告書の写しが手元に無い場合はどうしたらよいですか。

月別の売上等が確認できる年間の売上台帳等に加えて以下のいずれかの書類及び、比較する年の12か月分の売上台帳を添付してください。

- ① 対象月と比較する前々年又は前年分の納税証明書(その2所得金額用)
- ② 対象月と比較する前々年又は前年分の市・県民税課税(非課税)証明書

なお、各証明書の内容と添付された売上台帳等の内容に齟齬等がある場合は支給対象外となります。

※比較する前々年又は前年分の確定申告書が必要となりますので、確定申告を行ってから支援金の申請をしてください。

### 【Q⑥-3】法人事業概況説明書、青色申告決算書に月別の売上が記載していない場合はどうしたらよいですか。

対象月の前々年又は前年同月の月別の売上等が確認できる年間の売上台帳等を追加で提出してください。

### 【Q⑥-4】所得税青色申告決算書の写しが手元に無い場合はどうしたらよいですか。

対象月の前々年又は前年同月の月別の売上等が確認できる年間の売上台帳等を追加で提出してください。

### 【Q⑥-5】個人事業主で、確定申告書B第一表の事業収入欄のほか、不動産収入欄も確定申告していますが、売上等を比較する際は不動産収入欄も含めて比較するのですか。

不動産収入欄は対象となりません。事業収入欄による売上等のみを比較してください。

### 【Q⑥-6】持続化給付金等、新型コロナウイルス感染症に関連する給付金等は売上に含めるのですか。

支援金の売上減少の算定にあたっては、上記給付金等、国又は地方公共団体から支給される補助金等の現金給付は除いて算定してください。

**【Q⑥-7】時短要請対象の飲食店を複数経営していますが、店舗ごとに申請できますか。また、時短要請対象の飲食店以外にも事業を行っていますが、飲食店事業のみで申請できますか。**

店舗ごとに申請することはできません。複数の店舗を営んでいる場合や、時短要請対象の飲食店を含む複数の事業を行っている場合は、全ての店舗及び事業の売上を基に売上減少額及び減少率を計算し、申請してください。

### <⑦（住民登録が仙台市外の個人の方）施設の所有・賃借等がわかる書類について>

**【Q⑦-1】仙台市外に居住し、市内に事業所を構えて事業を行っていますが、施設の所有又は賃借を証明する書類は何を提出すればいいですか。**

具体例として次のようなものを想定しています。

- ・不動産登記事項証明書の写し
- ・固定資産税等納税通知書の課税明細書の写し
- ・固定資産課税台帳の写し（台帳閲覧）
- ・賃貸借契約書の写し
- ・事業所税の納税証明書の写し

**【Q⑦-2】不動産登記事項証明書の写しはどこで入手できますか。**

法務局で発行しています。

**【Q⑦-3】固定資産税等納税通知書の課税明細書の写し、固定資産課税台帳の写し（台帳閲覧）はどこで入手できますか。**

固定資産税等納税通知書の課税明細書は課税対象となる固定資産をお持ちの方に直接送付されていますので、該当する場合はご確認ください。

固定資産課税台帳閲覧は資産課税課、各区役所税務会計課、総合支所税務住民課にて受け付けています。

**【Q⑦-4】賃貸借契約ではなく、取引基本契約、消化仕入契約などの契約を締結し、市内で事業を行っていますが、対象になりますか。**

提出された契約書等をもとに審査し、賃貸借契約に準ずるものであることが確認できた場合は対象となります。

**【Q⑦-5】施設の利用にあたり、契約書を交わしていませんが対象になりますか。**

施設の賃借が確認できない場合は対象外となります。施設の賃借が確認できる申立書等ご準備ください。（以下Q⑦-6参照）

**【Q⑦-6】 賃貸借契約書を紛失した場合や申請者と書類上の名義人が異なる場合はどのような書類を提出すればよいですか。**

賃貸借契約書を紛失した理由、申請者と書類上の名義人が異なる理由等を明記し、賃貸人と賃借人（申請者）、書類上の名義人と申請者の双方が記名・押印した申立書（任意様式）をご提出ください。

※仙台市ホームページの時短要請等関連事業者支援金のページにも参考様式を掲載していますのでご活用ください。

- **関連事業者向けページ**
- **時短要請対象者向けページ**

**【Q⑦-7】 一時的に会議室や催事スペース等を賃借している場合は対象となりますか。**

一時的な賃借の場合は対象外となります。

**【Q⑦-8】 事業所及び居住地を市外に構え、主に仙台市内に訪問等により出向いて事業を行っている場合は対象となりますか。**

対象外となります。

**【Q⑦-9】 市外に居住していますが、業務委託契約等により市内の事業所で事業を行っていますが、対象になりますか。**

業務委託契約等の場合は、一般に施設の賃借に該当しないため、原則として対象外となります。

ただし、施設の管理を含んだ内容の業務委託契約など、賃貸借契約に準ずるものであることが確認できた場合は対象となります。

## <⑧ その他の添付書類について>

**【Q⑧-1】 履歴／現在事項全部証明書はどこで入手できますか。**

法務局で発行しています。

**【Q⑧-2】 ネット銀行等のため銀行口座の通帳がない場合はどうすればよいですか。**

金融機関名、支店名、口座種類、口座番号、口座名義人名、口座名義人名フリガナが確認できるもの（インターネットバンキングにおける画面の写し等）を提出してください。

## <⑨ その他>

**【Q⑨-1】 支援金が支給された際、通帳にはどのように印字されますか。**

「センシ. カンレンシエンキン」と印字されます。

**【Q⑨-2】 支援金は課税対象ですか。**

課税対象となります。